



島根県報

令和3年4月30日（金）

第 204 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定 (地域福祉課) 3

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 (") 3

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 3

生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出 (") 4

貸付金の元利償還金に係る未収金の徴収及び収納事務の委託の解除 (医療政策課) 4

貸付金の支出事務並びに貸付金の元利償還金の徴収及び収納事務の委託の解除 (") 4

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の申請受付及び支払に関連し (") 5

た事務の委託の解除

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 5

保安林予定森林 (森林整備課) 5

指定施業要件の変更予定保安林 (") 6

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (中小企業課) 6

【公 告】

基本測量の終了 (技術管理課) 8

河川法の規定による簡易代執行の実施 (河川課) 8

【特定調達公告】

空港用10,000立級化学消防車の調達に係る一般競争入札の実施 (港湾空港課) 9

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 11

公布された条例等のあらまし

◇身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第70号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第1号・様式第3号・様式第5号・様式第7号・様式第8号関係）

2 施行期日

令和3年5月1日から施行することとした。

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第70号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

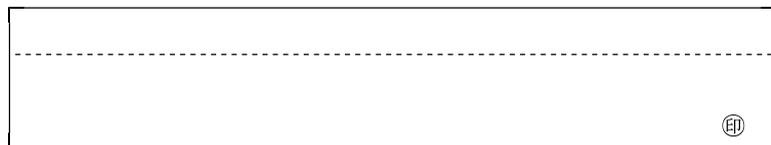
様式第3号の1総括表中「医師氏名 ㊟」を

「医師氏名（自署） 」に改める。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式（注）中2を削り、3を2とする。

様式第7号中「㊟ 性別 1 男 2 女」を削り、

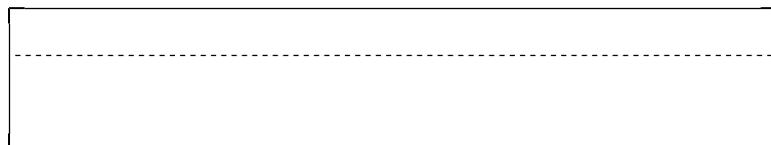
「



を

」

「



に改め、同様式（注）4を次のように改める。

」

- 4 写真について宗教上又は医療上の理由がある場合は、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認めるものとする。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式（注）を次のように改める。

（注） 該当する番号を○で囲むこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者 | | 実施する事業 | 事業所 | | 指定年月日 |
|---------|------------------|-----------------|------------------|----------------|----------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 株式会社 海愛 | 邑智郡川本町川下1319番地15 | 小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能ホーム ふくろうの里 | 邑智郡川本町川下1373-4 | 令和3年4月1日 |
| 株式会社 海愛 | 邑智郡川本町川下1319番地15 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能ホーム ふくろうの里 | 邑智郡川本町川下1373-4 | 令和3年4月1日 |

島根県告示第330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者 | | 実施する事業 | 事業所 | | | 変更年月日 |
|----------------------|------------------|----------|---------------|---------------|------------------|----------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | | |
| | | | | 変更前 | 変更後 | |
| 社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会 | 雲南市三刀屋町三刀屋1212-3 | 介護予防支援事業 | 雲南市地域包括支援センター | 雲南市木次町里方521-1 | 雲南市三刀屋町三刀屋1212-3 | 令和3年4月1日 |

島根県告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者 | | 廃止する事業 | 事業所 | | 廃止年月日 |
|------------------|------------|---------|------------|-----------|-----------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社会福祉法人 あい來福祉会 | 出雲市中野町862 | 第一号通所事業 | デイサービス むつみ | 出雲市中野町862 | 令和3年3月31日 |

島根県告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業 者 | | 休止する事業 | 事業 所 | | 休止年月日 |
|--------------------------|-----------------------|---------------|--------------------|---------------------|----------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社会福祉法人 雲南市社会福祉 協議会 | 雲南市三刀屋町三刀屋 1212番地3 | 地域密着型通所 介護 | デイサービスセ ンター なかの | 雲南市三刀屋町中野 280番地1 | 令和3年4月1日 |
| 社会福祉法人 雲南市社会福祉 協議会 | 雲南市三刀屋町三刀屋 1212番地3 | 第一号通所事業 | デイサービスセ ンター なかの | 雲南市三刀屋町中野 280番地1 | 令和3年4月1日 |

島根県告示第333号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市白潟本町71番地

山陰債権回収株式会社

2 委託した事務の内容

島根県医学生・看護学生等貸付金事務のうち貸付金の元利償還金に係る未収金の徴収及び収納事務

3 委託の解除年月日

令和3年3月31日

島根県告示第334号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市魚町10番地

株式会社山陰合同銀行

2 委託した事務の内容

島根県医学生・看護学生等貸付金事務のうち貸付金の支出事務並びに貸付金の元利償還金（当該元利償還金に係る未収金を除く。）の徴収及び収納事務

3 委託の解除年月日

令和3年3月31日

島根県告示第335号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会

2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱に基づく医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の申請受付及び支払に関連した事務（県が医療機関等に直接行う支払、交付額の決定に係る審査及び支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務を除く。）

3 委託の解除年月日

令和3年3月31日

島根県告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和3年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|---------|------------------|-----------------|-----------|
| 株式会社テーリング | 通所介護 | 通所介護事業所みずほの里 ひやま | 島根県出雲市岡田町136番地4 | 令和3年4月21日 |

島根県告示第337号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市奥谷町63

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第338号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源^{かん}の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第339号

令和3年島根県告示第146号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和3年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ザ・ビッグ松江東出雲店 島根県松江市東出雲町揖屋798-4外

2 意見の概要

(1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点に十分配慮すること。

ア 地元住民から、国道9号線及び周辺道路の交通渋滞に拍車がかかるのではないかと懸念の声が上がっているため、適切な対応策を講じると共に、説明を十分に行うこと。

イ 地元交通安全対策協議会、自治会等へ説明の上、適切な交通安全対策を行うこと。

ウ 国道9号東側出入口は信号交差点との距離が近く、車両が出入りする際に交差点通過車両との交通事故の発生が

- 懸念されるため、適切な措置を講じること（当該出入口は閉鎖し、西進車両に対しては手前信号交差点から右折し、店舗東側出入口から進入するよう誘導する看板を設置するなど。）。
- エ 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に記載のある「防災・防犯対策への協力」について、店舗予定敷地は浸水想定区域外かつ土砂災害計画区域外のため、浸水のおそれや土砂災害のおそれがあるときに、住民の方や所有する車の避難場所として開放していただくことを検討願いたい。
- オ 東出雲地区自治会連合会を始め、周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないようにすること。
- カ 届出書に記載されている騒音対策等を適正に実施し、周辺環境への影響をできる限り低減すること。
- キ 騒音等について、環境基準や騒音規制法等各種環境法令を遵守し、特に早朝、深夜の時間帯において周辺の生活環境に悪影響を与えないようにすること。万一、周辺住民から騒音等について苦情があった場合は、周辺住民と協議の上、発生源対策、防音対策等を速やかに行うこと。
- ク 事業に伴い発生した廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物の区分ごとに許可を有する業者とそれぞれ契約し適正に処理すること。
- ケ 廃棄物等保管施設は内部で産業廃棄物と一般廃棄物が混在することのないように、仕切り等を設け、産業廃棄物の保管場所である旨を示す掲示を行うこと。
- コ 令和3年1月28日付けで提出された景観法による届出の内容に変更が生じる場合は、まちづくり文化財課景観政策係まで協議を行うこと。
- サ 屋外広告物法による申請については、基準に適合する内容で申請を行うこと。敷地外に案内用の屋外広告物等を設置する場合は、国道沿いには規制があるので注意すること。
- シ 隣接する国道9号において道路内工事がある場合には、国土交通省松江国道事務所と協議を行うこと。
- ス 接する市道藤ノ木・沢尻線、市道揖屋駅線、市道大坪幹線において道路内工事がある場合には、事前に市道路課と協議の上、道路法第24条による道路工事施工承認申請を行うこと。また、上下水道管等、占用物件が発生する場合は、道路占用許可申請を行うこと。
- セ 隣接する法定外公共物（里道）において工事が必要な場合は、市道路課で普通河川道路行為許可申請の手続きを行うこと。また、上下水道管等、占用物件が発生する場合も同様とする。
- ソ 隣接する市道と店舗入り口との位置関係については、市道路課と協議を行うこと。
- タ 公共下水道区域（雨水）内につき、土地利用計画に応じた排水計画について、別途市河川課と協議を行うこと。
- チ 普通河川（青線等）の占用及び形状変更の必要が生じる場合は、別途市河川課と協議の上申請を行うこと。
- ツ 開発区域外の水路であっても、近接して構造物を設置するときは影響の有無について別途市河川課と協議を行うこと。
- テ 法定外公共物（道路・水路）の付替等が必要な場合は、市土地対策課と協議の上、許可申請を行うこと。
- ト 店舗建設予定地西側の赤道・水路については、今後土地所有者と松江市で土地の交換契約を締結する予定であり、開発行為を行う場合には、土地所有者と市土地対策課に協議を行うこと。
- ナ 店舗の周辺は東出雲中学校および揖屋小学校の通学路となっており、登下校の時間帯は歩道を通行する児童生徒が多くなることから、出入口の案内看板の設置については必ず行うこと。また、同様の理由により荷捌き車両の店舗への出入りの際は、細心の注意を払って走行すること。
- ニ 令和5年度開設を目標として、近隣の東出雲保健相談センターを改修・増築し5つの機能（支所、公民館、図書館、子育て支援センター及び地域包括支援センター）を持つ複合施設の建設を予定している。児童・生徒をはじめ、親子連れや高齢者など様々な年代の多くの人々が集う施設となり、現在よりも歩行者等の通行量が増加すると予想されるので、保健相談センター方面へ出入りする車両の低減及び安全対策に留意すること。
- また、市においても当該路線の安全対策を検討しているところであり、届出者（マックスバリュ西日本株式会社）が実施される安全対策等についての情報共有をお願いするとともに、将来にわたっても継続して相談させていただきたい。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和3年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

基本測量（国土広域情報修正）

2 作業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 作業地域

島根県全域

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和3年5月29日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 河川名

二級河川周布川水系周布川（浜田市治和町地内）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる建築物等の所有者、占有者その他権原を有する者

浜田市治和町口675番地先の河川敷に設置された建築物 1棟

その他附属物一式

3 当該措置の内容

当該建築物等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該建築物等の設置が河川法第24条の規定に違反しているため。

5 当該措置における特記事項

河川法第75条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行う場合は、当該建築物等について、原形を留めたまま除却することが難しいため、解体して除却する。

6 本件に関する問合せ先

〒697-0041 浜田市片庭町254番地

浜田県土整備事務所維持管理部管理課 電話 0855-29-5779

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

空港用10,000立級化学消防車の調達 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所

島根県益田市内田町イ597 石見空港管理所

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部港湾空港課空港整備室

電話 0852-22-5934 F A X 0852-31-6247

電子メール kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和3年5月27日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(ア) 4の場所

(イ) 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和3年5月27日（木）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び調達物件提案書を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和3年6月16日（水）午後1時30分まで

イ 場所

令和3年6月16日（水）午後1時までは4の場所とし、それ以降は(2)のイの開札場所とする。

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和3年6月16日（水）午前10時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月16日（水）午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県南庁舎5階 災害対策室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Airport Crash Tenders

(2) Time limit for tender : 1 : 30 p.m. June 16, 2021

(Bids by post must be received by 10 : 00 a.m. on June 16, 2021)

(3) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, Shimane Prefectural Government,
8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5934

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第2号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年5月1日から施行する。

令和3年4月30日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

産婦健康診査の項中「4,500円」を「5,000円」に改める。

育児相談料の項の次に次の1項を加える。

産後訪問指導料

乳房マッサージ（育児相談を含む。） 1回につき 5,190円

育児相談 1回につき 1,730円